

平成 21 年 11 月 30 日
会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

リテール向け劣後特約付社債の発行について ～個人のお客さまのニーズへの対応と資本調達が多様化～

株式会社新生銀行(以下「当行」という。)は、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を発行することとし、本日、発行条件を下記の通り決定いたしましたので、お知らせします。発行総額は最大で 50 億円と当行の自己資本に与える影響は軽微ですが、これにより、多様化する個人のお客さまのニーズに応えるとともに、当行グループの資本調達の多様化を図ってまいります。

社債の概要

社債の名称	株式会社新生銀行第 3 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
発行総額	50 億円
利率	年率 3.40%
発行日	平成 21 年 12 月 28 日
利払日	毎年 6 月 28 日および 12 月 28 日
償還日	平成 29 年 12 月 28 日 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成 24 年 12 月 28 日以降の利息支払日に期限前償還することができる
申込期間	平成 21 年 12 月 1 日から平成 21 年 12 月 25 日
額面金額	500 万円
社債管理者	中央三井信託銀行株式会社
引受会社	新生証券株式会社
格付	BBB+ 株式会社格付投資情報センター
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留意されている資産はない

ご注意:この文章は、株式会社新生銀行第 3 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外もしくは米国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。

以上